

古河市景観チェックシート

【景観計画区域 宮戸川南部地区】

古河市景観チェックシート《景観計画区域 宮戸川南部地区》

届出者氏名	
行為の場所	

次の項目について、チェック、または記述してください。

1は全ての届出について、2は届出の行為の種類に応じ①～④のうち該当するものについて記入して下さい。

1 共通基準

● 景観づくりのテーマ（景観計画P9） 宮戸川河川空間の一体的な景観を守るとともに、歴史・文化資源を生かす
● 景観づくりの方針（景観計画P9） ・ 田園や平地林の緑、山々への眺望が一体となった宮戸川の開放的な河川空間を守る ・ 地区に根付いた歴史・文化、自然景観を一体的に守る
● 配慮するポイント（景観づくりの指針P56） ・ 開放的な宮戸川の河川空間を大切にする ・ 田園景観や集落景観との調和に配慮する
※上記、景観づくりのテーマ・方針を踏まえ、届出対象地の開発における景観づくりのコンセプト（考えやねらい）を記入してください。
※上記を踏まえ、景観に対して配慮、工夫したポイントを記入してください。
※古河の風景カタログにて参考にした写真があればページ番号等を記入してください。 例 II-4-4 現代的素材と調和した洗練された雰囲気

2 行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。	☐ はい ☐ いいえ
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 《景観づくりの指針参考》 周囲の田園景観や集落景観になじむ形態・意匠とするよう努めている。 (景観づくりの指針 P56)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。	☐ はい ☐ いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。 《景観づくりの指針参考》 宮戸川河川空間に建築物を建築する場合は、河川敷の緑の連続性を分断しないように努めるとともに、できる限り高さを抑え、広がりのある景観の確保に努めている。 (景観づくりの指針 P56)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(形態意匠の具体的な配慮事項)	
	(形態意匠で配慮できない理由)	

色 彩	建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。(伝統素材や自然素材の素材色は除く。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相 (系)	彩 度		区 分	市街化区域	市街化調整区域	R (赤)	4 以下	2 以下	YR (黄赤)	6 以下	4 以下	Y (黄)	4 以下	2 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下	☐ はい ☐ いいえ
	色 相 (系)	彩 度																		
	区 分	市街化区域	市街化調整区域																	
	R (赤)	4 以下	2 以下																	
YR (黄赤)	6 以下	4 以下																		
Y (黄)	4 以下	2 以下																		
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下																		
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																			
(色彩の具体的な配慮事項)																				
(色彩で配慮できない理由)																				
敷 地 利 用	道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。	☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板 (LED ビジョン等)、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	(敷地利用の具体的な配慮事項)																			
(敷地利用で配慮できない理由)																				

その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【②工作物】

景観形成基準	チェック欄
建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺景観との調和を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし
(工作物の具体的な配慮事項)	
(工作物で配慮できない理由)	

※以下は、建築物を工作物と読み替えて、チェック、または記述してください。

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。	☐ はい ☐ いいえ
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 ≪景観づくりの指針参考≫ 周囲の田園景観や集落景観になじむ形態・意匠とするよう努めている。 (景観づくりの指針 P56)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。	☐ はい ☐ いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。 ≪景観づくりの指針参考≫ 宮戸川河川空間に建築物を建築する場合は、河川敷の緑の連続性を分断しないように努めるとともに、できる限り高さを抑え、広がりのある景観の確保に努めている。 (景観づくりの指針 P56)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし

	屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ																	
	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																	
	(形態意匠の具体的な配慮事項)																		
	(形態意匠で配慮できない理由)																		
色 彩	建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。(伝統素材や自然素材の素材色は除く。)	☐ はい ☐ いいえ																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th><th colspan="2">彩 度</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>市街化区域</th><th>市街化調整区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>Y (黄)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table>		色 相 (系)	彩 度		区 分	市街化区域	市街化調整区域	R (赤)	4 以下	2 以下	YR (黄赤)	6 以下	4 以下	Y (黄)	4 以下	2 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下
色 相 (系)	彩 度																		
区 分	市街化区域	市街化調整区域																	
R (赤)	4 以下	2 以下																	
YR (黄赤)	6 以下	4 以下																	
Y (黄)	4 以下	2 以下																	
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下																	
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。																			
(色彩の具体的な配慮事項)																			
(色彩で配慮できない理由)																			
敷 地 利 用	道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ																	
	敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。	☐ はい ☐ いいえ																	
	敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ																	
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																	
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板 (LED ビジョン等)、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																	

	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
	(敷地利用で配慮できない理由)	
その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【③開発行為】

景観形成基準	チェック欄
開発行為では、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、積極的な緑化の推進に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
(開発行為の具体的な配慮事項)	
(開発行為で配慮できない理由)	

【④その他】

項目	景観形成基準	チェック欄
土地の形質の変更 (開発行為を除く)	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(土地の形質の変更の具体的な配慮事項)	
	(土地の形質の変更で配慮できない理由)	